

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【公表番号】特表2015-529149(P2015-529149A)

【公表日】平成27年10月5日(2015.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-062

【出願番号】特願2015-533269(P2015-533269)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/58 (2006.01)

A 6 1 B 17/56 (2006.01)

A 6 1 B 17/68 (2006.01)

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

A 6 1 F 2/46 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/58

A 6 1 B 17/56

A 6 1 B 17/58 3 1 0

A 6 1 F 2/44

A 6 1 F 2/46

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月16日(2016.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上位椎骨と下位椎骨との間に少なくとも部分的に埋め込むのに用いるように構成されている体内脊椎融合アセンブリであって、該体内脊椎融合アセンブリは、

左側面及び右側面と、前面及び後面と、頂面及び底面とを有する体内ケージを含み、

前記体内ケージは、金属ケージと、プラスチックインサートと、第1の平板状の金属ピン及び第2の平板状の金属ピンとを備え、

前記金属ケージは、前記前面から前記体内ケージの中央に向かって延びる前スロットを有し、前記プラスチックインサートは、前記前スロット内に嵌まるように形状付け及び寸法決めされており、

前記金属ケージは、前記後面から前記体内ケージの前記中央に向かって延びる後スロットを更に有し、前記第1の金属ピン及び前記第2の金属ピンは、前記後スロット内に嵌まって収まるように形状付け及び寸法決めされており、

前記前スロットは前記後スロットと交わらない、
体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項2】

前記後スロットは、左上方湾曲溝及び右上方湾曲溝と、左下方湾曲溝と右下方湾曲溝とを有し、前記第1の平板状の金属ピン及び前記第2の平板状の金属ピンは、前記体内ケージが埋め込まれた後で前記左上方湾曲溝、前記右上方湾曲溝及び前記左下方湾曲溝、前記右下方湾曲溝内をそれぞれ摺動するように形状付け及び寸法決めされている左側面及び右側面を有し、前記左上方湾曲溝及び前記右上方湾曲溝は、前記左下方湾曲溝及び前記右下方湾曲溝と交わらない、請求項1に記載の体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項 3】

前記体内脊椎融合アセンブリは、第1の骨締結具及び第2の骨締結具を更に含み、前記金属ケージは、前記頂面から前記底面に向かって延びる頂部貫通開口と、前記後面で始まるとともに前記頂面及び前記底面に向かってそれぞれ対角線上に延びる第1の貫通開口及び第2の貫通開口とを更に有し、前記第1の貫通開口及び前記第2の貫通開口は、前記第1の骨締結具及び前記第2の骨締結具をそれぞれ収納するように寸法決めされている、請求項1に記載の体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項 4】

前記体内脊椎融合アセンブリは、ピンを更に含み、前記プラスチックインサートの位置は、前記ピンによって前記金属ケージの前記前スロット内に固定される、請求項1に記載の体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項 5】

前記体内ケージの前記頂面及び前記底面は、骨係合歯を有する、請求項1に記載の体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項 6】

前記第1の平板状の金属ピン及び前記第2の平板状の金属ピンはそれぞれ、台形状の前端部を有する細長い湾曲本体と、矩形の貫通開口と、中央ピンとを有し、該中央ピンは、前記矩形の開口内で前記細長い湾曲本体の前記前端部から延び、前記細長い湾曲本体の湾曲部とは逆側の方向に突出する遠位端部を有する、請求項1に記載の体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項 7】

前記金属ケージは、前記頂面及び前記底面に頂部凹み及び底部凹みをそれぞれ更に有し、前記頂部凹み及び前記底部凹みは、前記第1の平板状の金属ピン及び前記第2の平板状の金属ピンの前記中央ピンの前記遠位端部とそれぞれ係合するように形状付け及び寸法決めされている、請求項6に記載の体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項 8】

前記細長い湾曲本体は、平滑な左側面及び右側面を有する後部分と、歯付き左側面及び右側面を有する前部分と、前記頂面の左縁及び右縁に沿った歯とを有する、請求項6に記載の体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項 9】

前記金属ケージは、チタン、ステンレス鋼、生体適合性の金属又はそれらの合金のうちの1つを含む、請求項1に記載の体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項 10】

前記第1の平板状の金属ピン及び前記第2の平板状の金属ピンは、チタン、ステンレス鋼、生体適合性の金属又はそれらの合金のうちの1つを含む、請求項1に記載の体内脊椎融合アセンブリ。

【請求項 11】

前記プラスチックインサートは、PEEKを含む、請求項1に記載の体内脊椎融合アセンブリ。